

月例賃金 1 万円の賃上げ獲得

しかしその後、不当労働行為を重ねる理事会

マロニエ分会のたたかひの経過と現況について

大私教幼小中高校専門学校部

書記長 岩井 繁和

これまで一方的な賃下げ続き、きわめて低い賃金のままでは、これ以上働けないと、2012 年 4 月、学校法人マロニエ学園・マロニエファッションデザイン専門学校で 5 名の教員が分会を結成しました。

その後、団交を重ねるも、当事者能力のない「労務担当者」の出席でなかなか交渉が前進しませんでした。そして、前分会長の Y 先生の「経営企画室（学園とは別のビルの一室での業務）への配置転換」問題で、今年度の教職復帰を希望した Y 先生の意向を無視し、組合つぶしを企図した一方的な「配置転換・職種変更」を強行、分会は 2014 年 5 月に「賃金交渉や山森配転問題」での団交誠意応諾義務の履行を求め、大阪府労働委員会へ「あっせん」を申請しました。3 回の協議を経て、7 月 15 日に「賃金体系の確立など、労使協議の継続」「組合への財務状況の説明」「山森教諭の労働条件については、本人の意向を踏まえて協議すること」の府労委あっせん案を労使双方で合意し、あっせんが成立しました。

深夜に及ぶ団交で月 1 万円の賃上げを獲得

この府労委あっせんを受け、7 月 22 日の団交では、大私教本部執行委員会から 5 名の役員が出席、学園からは、校長及び団交事務担当者の I 氏（理事ではないが、理事会から組合との対応を委嘱されているとのこと）、書記として職員の F 氏が参加。組合は賃上げと Y 教諭の教職復帰を求め、午後 6 時から日付が変わる深夜 12 時過ぎまで粘り強く交渉しました（この 6 時間のうち 2 時間は学園側交渉者が再回答で理事長のお伺いを立てるために費やした休憩時間）。

大私教と分会の厳しい追及と批判の前に、学園側は「月例賃金 1 万円の賃上げ、4 月分から遡及する」という回答を提示。賃金要求の前進を勝ち取りました。

しかし、Y 教諭の配転問題では、「就業規則の規定と本人同意のない配転・職種変更は無効」「本人の意向を踏まえ協議するという府労委あっせん案に学園側も合意したではないか」という大私教の主張・批判に何の反論もできず、「人事権は理事会にある」との就業規則規定を挙げるだけで、教職復帰の要求を頑なに拒否しました。

交渉拒否・団交拒否の不当労働行為を重ねる校長と I 氏

その後、学園は分会に校舎の会議室の使用を求めず、学園外の公民館での団交及び団交の時間制

限など、一方的な団交条件の改悪を実行しています。大私教と分会はこの団交条件を問題にしなが
らも、交渉を進めるため、9月、10月と2回にわたって団交を行いました。しかし、「賃金引き上
げの労働協約書」の締結を拒否したり、「日曜出勤・時間外労働手当、1ヶ月単位の変形労働時間制」
に関する就業規則の説明もできないという無責任ぶりを露呈。さらに、「Y教諭の経営企画室への配
置転換」問題に関し、「正当な人事権の行使であることを何度も申し上げており、これ以上交渉して
も打開が見込めないため交渉の打ち切りを申し入れます」という「交渉拒否の不当労働行為宣言」
を文書で回答、その撤回を求める組合に何の反論もできず、黙り通し、挙げ句の果ては、組合の「当
事者能力と交渉能力のある理事を団交に出席させるべき」との批判と要求に、校長が「不当労働行
為はしていません！」と「逆ギレ」し、団交から退席するという、絵に描いたような「不当労働行
為」を重ねました。

あらゆる手段で、理事会の不当性を正す取り組みを

大私教と分会は、マロニエ文化学園の発展のため、健全な労使関係の構築をめざし、大阪府私学・
大学課などの行政機関、司法機関を含め、広く世間に理事会及び稲田氏の不当性や責任を問い糾す
活動を展開します。北支部及び多くの分会の支援をお願いします。